

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律要綱（特許法関係抜粋）

第二 特許法の一部改正（第二条関係）

一 発明の新規性の喪失の例外期間の延長

特許を受ける権利を有する者が特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その発明がその公表によって新規性等が否定されないとする新規性の喪失の例外が適用される期間を、六月から一年に延長すること。

二 特許権の存続期間の延長制度の整備

1 特許権の存続期間について、特許権の設定の登録が特許出願の日から起算して五年を経過した日又は出願審査の請求があつた日から起算して三年を経過した日のいずれか遅い日以後にされたときは、延長登録の出願により延長できるようにするとともに、その延長できる期間について定めること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第十二 その他（附則関係）

一 この法律は別段の定めがある場合を除き、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生

ずる日から施行するものとする。

二 所要の経過措置を規定すること。

三 所要の規定の整備を行うこと。